

第 5 次

いわき市障がい者計画（後期）

第 7 期

いわき市障がい福祉計画

第 3 期

いわき市障がい児福祉計画

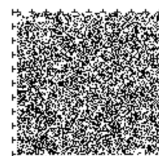
れいわ ねんど ▶▶ れいわ ねんど
令和6年度 ▶▶ 令和8年度

すべての市民が、相互に支え合い、
ちいき あんしん く きょうせいしゃかい じつげん
地域で安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

れいわ ねん がつ
令和6年2月



いわき市

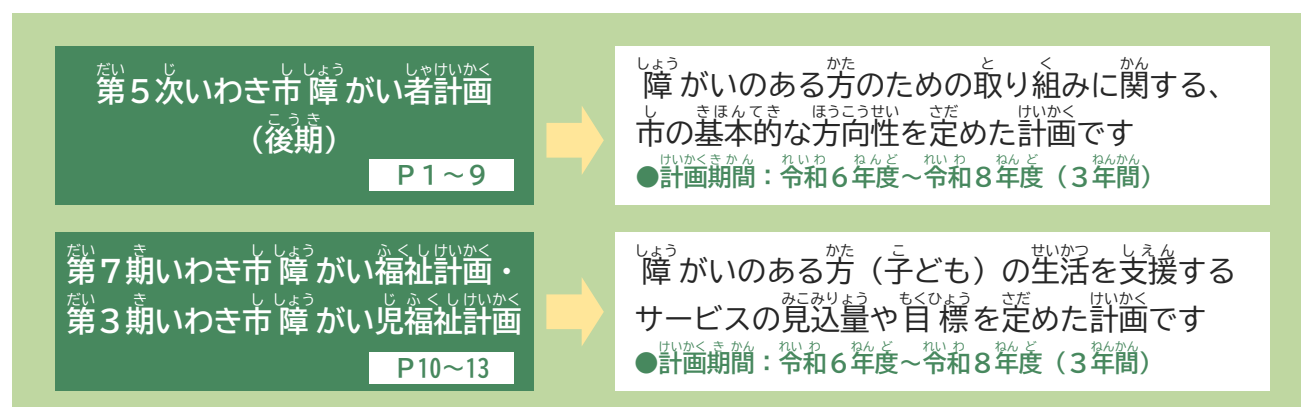


1

障害者計画・障害（児）福祉計画とは？

「第5次いわき市障害者計画（後期）・第7期いわき市障害児福祉計画・第3期いわき市障害児福祉計画」は、障害のある方もない方もすべての市民がお互いを支え合い、障害のある方が地域の中で安心して自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指した計画です。

計画の位置づけ（役割）と計画の期間



計画の対象

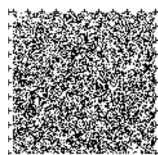
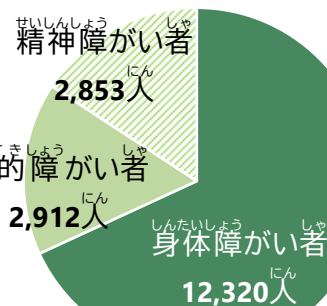
この計画は、障害者基本法に定める「障害者※」を計画の対象として、障害のある方の地域での生活や社会への参加を支援する取り組みを進めます。

※障害者

- ▶ 身体障害者
- ▶ 知的障害者
- ▶ 精神障害者（発達障害含む）
- ▶ その他の心身の機能の障害のある方

いわき市の障害のある方の人数はどのくらい？

令和5年4月1日時点で…
18,085人（各種手帳所持者）



2

計画の基本的な考え方

● 基本理念 (この計画で大事にしている考え方)

すべての市民が、相互に支え合い、地域で
安心して暮らすことのできる『共生社会』の実現

障がいのある方もない方も、すべての市民がお互いを支え合い、障がいのある方が地域の中で安心して自分らしく暮らし続けることのできるいわき市をつくります

● 基本目標 (この計画で目指していること)

1

全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する機会がえのない個人として尊重されるものであること

2

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること

3

可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること

4

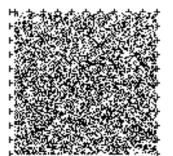
社会参加の機会を確保すること

5

どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

6

社会的障壁を除去すること



3

計画の視点と取り組む分野

第5次いわき市障がい者計画（後期）では、基本理念の実現に向けて、施策分野に共通する4つの視点を踏まえて、6つの施策分野ごとに取り組みを進めます。

計画における4つの視点（各分野共通）

1

共生社会の実現
に資する取組の推進

2

障がい者の自己決定の尊重
及び本人中心の総合的な支援

3

障がい特性、障がい者の個性等を
考慮した総合的なサービスの提供

4

関係機関、計画、施策との相互の
緊密な連携と実効性のある取組の推進

6つの施策分野

理解促進

障がいのある方の
理解を深め、
権利を守る



生活支援

住みなれた
地域で自分
らしく暮らす



保健・医療

保健・医療・福祉を
つなぐ



生活環境

安心して
安全に暮らす



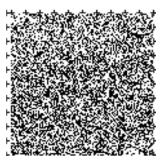
教育・育成

共に学び成長する



雇用・就業

地域の中で働く



4

分野ごとの基本的方向性と主な取組

施策分野1 理解促進



障がいに対する理解促進・差別の解消などに取り組みます

ア 「共生社会」の理念普及による障がいへの理解促進

外見からわかりにくい障がいも含め、地域社会における障がいのある方への理解を促進するため、広報紙等や講演会、出前講座などを行い「心のバリアフリー」を推進します。

イ 障がいを理解するための福祉教育の推進

子どもの頃から、可能な限り自然なかたちで障がいについての理解と認識を深めるため、障がい福祉に関する学習資料の作成・配布や出前講座等の実施、小中学生との交流を推進します。

ウ 障害福祉サービス等に係る情報提供の充実

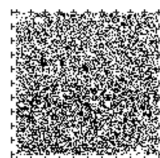
障がいのある方が望む自分らしい暮らしを実現するため、障がい福祉に関する情報誌の作成・配布や市公式ホームページ等による情報発信の充実に努めます。

エ ボランティア活動の推進

障がいのある方の社会活動の推進にはボランティアが不可欠であるため、手話通訳者等養成講習会の実施、障がいのある方の社会活動の推進に取り組みます。

オ 権利擁護、差別解消の推進及び虐待の防止

障がい者虐待や不当な差別的取扱いの防止に向け、市職員や市民への法制度の啓発を行うとともに、行政機関や事業者の合理的配慮の提供の推進、障害福祉サービス事業所等における虐待防止に取り組みます。



障害福祉サービスや相談支援などの充実に取り組みます

ア 意思決定支援に基づく相談支援、生活支援体制の整備

地域での生活を支援するため、相談支援体制の充実及び関係機関との連携強化、各種相談窓口の周知・活用を促進するとともに、障がい者（児）ケアマネジメント体制の確立を図ります。

ウ 地域移行及び自立生活への支援の推進

地域生活支援拠点等の活用や賃貸住宅の供給の促進、一人暮らしを希望する方への居宅訪問などにより、地域移行の推進と自立生活の支援の強化を図ります。

オ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

要約筆記者の派遣等を行うコミュニケーション支援事業の積極的な運用を促進するとともに、意思疎通支援者の育成・確保を図ります。

イ 障害福祉サービス等の充実

必要となるサービスを提供できるよう、障害福祉サービスの充実及び質の向上に努めるとともに、障がい福祉に従事する人材の育成や人材不足を補うための環境整備、事業者のサービス提供体制の強化に取り組みます。

エ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興

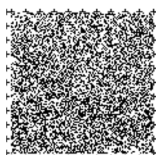
障がいのある方の理解促進と社会参加を進めるため、スポーツを行える環境の整備や文化芸術活動の機会拡大に努めます。

カ 情報アクセシビリティの向上

音声コードの普及やいわき市電子図書館の周知・利用推進など、視覚障がい者等に対する情報支援を行うほか、公的機関でのウェブアクセシビリティの向上、災害時の情報伝達体制整備を進めます。

キ 地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援体制の強化

地域包括ケアシステムを推進するとともに、地域生活支援コーディネーターの配置や地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等を強化します。





病気の予防や早期発見、療育支援などに取り組みます

ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実

障がいの早期発見・早期療育の充実を図るとともに、「いわきサポートブック」の普及・活用や児童発達支援センターと関係機関の連携強化等により、相談・支援体制の充実に努めます。

イ 障がいの原因となる疾病等の予防

特定健診の受診勧奨などにより生活習慣病の予防を進めるとともに、介護予防に関する正しい理解と知識の普及を推進します。あわせて、各種支援者の養成や各種講演会の開催により介護予防を推進します。

ウ リハビリテーションと医療の充実

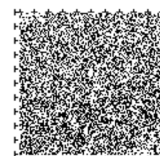
障がいのある方が、その障がいの軽減等を目的とした治療を行う際の費用負担軽減の制度である「自立支援医療」について、患者や医療機関への周知に努めるとともに、歯科診療や障がいのある子どもの医療的ケア体制の充実を図ります。

エ 精神保健福祉の推進

精神障がいのある方が身近な地域で必要なサービスを切れ目なく受けられるよう、相談支援体制を整備するほか、早期治療の促進及び社会復帰を支援します。また、若年性認知症の方に対する特性に配慮した就労継続支援や社会参加支援等に加え、総合的な自殺対策の推進にも取り組みます。

オ 難病に関する地域保健事業の充実

難病の方等の療養上の不安の軽減、生活の質の向上を図るため、カンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療養支援体制の整備を図ります。



住環境整備、防災・防犯対策等に取り組みます

ア 住宅、建築物等の
バリアフリー化の推進

多目的トイレや障がい者用駐車場、
公共施設等の環境整備を行うなど、
障がいのある方や高齢者に配慮した、
安全性や快適性の高いまちづくりを進
めます。また、在宅生活を支援するた
めの住宅改修に関する支援を行いま
す。

イ 地域における暮らしの場
の確保

地域移行の促進と、障がいのある方
の地域での自立した生活と住まいの確保
に向け、グループホームの整備を進める
ほか、住宅セーフティネット制度の
推進により一般住宅への入居の支援
に努めます。また、グループホームから
一人暮らし等への移行を希望する
入居者に対しても必要な支援を行いま
す。

ウ 施設等における安全体制の
確保

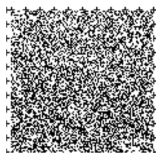
障がい者施設等において、耐震改修
をはじめ非常用自家発電設備や給
水設備、防犯設備を整備するほか、災害
時における事業所間の連携を構築するな
ど、災害時や緊急時の安全体制と防犯
体制の強化に努めます。また、感染症を
想定した訓練の実施など感染防止対策
を推進します。

エ 災害発生時における支援
体制の確保

一人暮らし高齢者や障がいのある方
などの避難行動要支援者が、災害時に必要
な支援を地域の中で受けられ、安全・安
心に暮らすことができるよう、避難行動
要支援者の登録の拡大、実効性のある
個別避難計画の作成、「福祉避難所」の設
置などに取り組みます。

オ 地域における日ごろの防災、
防犯体制の推進

パンフレットの作成や防災訓練による
防災意識の高揚、「防災メール配信サー
ビス」をはじめとした情報提供体制の
充実、重層的な地域の見守り体制の構
築などに取り組みます。





療育支援体制や生涯学習活動の充実に取り組みます

ア 一貫した療育支援体制の充実

障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見から早期対応に係るシステムの整備、医療機関や関係機関との連携などにより、必要な療育の確保に努めます。また、障害児通所支援事業所の充実や児童発達支援センターと関係機関との連携強化により、療育支援体制の充実に努めます。

イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成

障がい児保育に従事する職員等に対し適切な保育指導を行うための研修を行うほか、小・中学校の教職員についても特別支援教育についての研修を行うなど、職員の資質向上を図ります。

ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において「個別の教育支援計画」を活用した指導を行うほか、障がいのある子どもが障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられる体制（インクルーシブ教育システム）を推進します。

エ 社会的及び職業的自立の促進

義務教育修了後の進路に関する必要な情報提供や支援に向け、関係機関と連携を図りながら、児童・生徒・保護者に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談や就労支援を行います。

オ 生涯学習活動の充実

障がい者サークル活動への講師派遣や図書館における読書支援サービスの実施、文化施設やスポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化などに取り組み、各ライフステージにおける学びを支援します。



就業支援・職場定着等に取り組みます

ア 就業支援及び生活支援施策の推進

就労サポートに係る人材の育成を図るほか、「いわき障害者就業・生活支援センター」と連携し、就業面及び生活面からの一体的な相談支援体制の充実に努めます。また、特別支援学校卒業生等のアセスメント実施体制の整備や発達障がい者の方への就労支援にも取り組みます。

イ 多様な就労機会の確保

社会体験の場の創出や就職説明会の開催の拡充、企業への障がい者雇用に関する各種制度の周知、「チャレンジ雇用」の実施など就業機会の拡充と雇用促進のための取組を進めます。また、「農福連携」の取組のさらなる拡大に向け、市内農業者及び福祉事業者等を対象としたスタディツアー等を実施するなど、普及・啓発に努めます。

ウ 一般就労への移行促進及び職場定着の支援体制の充実

就労系事業所の利用者について、企業での実習や施設外就労等、一般就労への移行を促進するとともに、就労後の職場定着に向けた支援の充実に努めます。また、就労後に障がい者となった方について、必要な職業訓練の機会の確保など円滑な職場復帰や雇用安定のための支援を検討します。

エ 一般就労が困難な障がいのある方に対する支援

一般就労が困難な方でも、就労や訓練の機会が確保されるよう、就労継続支援事業所の拡充に努めるとともに、就労系事業所における工賃向上に向け、事業所間連携に努めます。

